

伊那市地域公共交通会議
伊那市地域公共交通協議会 次第

日 時 令和8年7月1日（水）
午後1時30分から
場 所 伊那市役所 多目的ホール

1 開 会

2 市長挨拶

3 会長指名

4 会長挨拶

5 委員紹介

6 副会長及び監査員の指名

7 会議事項

- （1）令和7年度事業報告及び決算報告について（資料1）
- （2）令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について（資料2）
- （3）伊那市地域公共交通計画事業評価について（資料3）
- （4）その他

8 報告事項

- （1）ぐるっとタクシー午前中増車後の状況について（資料4）
- （2）長谷線のダイヤ変更について（資料5）

9 そ の 他

10 閉 会

伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会 委員名簿

役職	選出区分	所属	職名	委員氏名	備考
委員	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	伊那バス株式会社	管理部長	福 澤 信 義	
委員		ジェイアールバス関東株式会社 伊那支店	支店長	田 畑 隆 治	
委員		長野県タクシー協会 諏訪上伊那支部	伊那タクシー株式会社 常務取締役	小 松 直 樹	
委員	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	伊那バス労働組合	自動車対策部長	服 部 雅 明	
委員	住民または利用者の代表	伊那地区区長会		河 野 則 夫	
委員		高遠町地区区長会		北 原 則 昭	
委員		長谷地区区長会		小 松 賢 一	
委員		伊那市女性団体連絡協議会	副会長	吉 原 昭 子	
委員		伊那市高齢者クラブ連合会	副会長	丸 山 宏 一	
委員	北陸信越運輸局長またはその指名する者	北陸信越運輸局	交通企画課長	大村 進太郎	
委員		北陸信越運輸局長野運輸支局	首席運輸 企画専門官	渡 邊 徳 之	
委員	道路管理者	長野県伊那建設事務所	維持管理課長	丸 山 真	
委員	長野県警察	伊那警察署	交通課長	伊 藤 伸 一	
委員	学識経験者	信州大学	工学部 教授	高 瀬 達 夫	
委員	その他必要と認める者	長野県企画振興部	交通政策課長	酒 井 裕 司	
委員		長野県上伊那地域振興局	企画振興課長	上 条 洋	
委員		伊那市社会福祉協議会	地域福祉課長	池 上 修	
委員		伊那商工会議所	専務理事	坂 下 武 志	
委員		伊那市観光協会	常務理事	伊 藤 隆 博	
委員	伊那市職員	伊那市	企画部長	織 井 邦 明	

伊那市地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 11 月 20 日

告示第 271 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、伊那市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- (6) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、主宰者の市長が指名する市職員をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、交通会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

6 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議で定めるものを処理するため、交通会議に幹事を置く。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(分科会)

第10条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金等について協議及び決定を行うため、交通会議に運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会の決定事項は、交通会議に報告するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月20日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第110号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日告示第282号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日告示第229号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第145号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月2日告示第334号)

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

伊那市地域公共交通協議会規約

（設置）

第1条 伊那市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、伊那市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、伊那市下新田3050番地伊那市役所内に置く。

（業務）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る協議
- (3) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (6) 市職員

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(役員)

第6条 会長は、伊那市長が指名する市職員をもって充て、副会長及び監査員は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監査員は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。

5 会長は、必要に応じて会議に委員以外の出席を依頼し、説明又は助言を求めることができる。

6 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、伊那市企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 2 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 3 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 0 年 2 月 2 8 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 9 月 2 9 日から施行する。

伊那市運賃協議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃・料金等について協議するため設置する伊那市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、分科会が必要と認める事項

(分科会の委員)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する協議が終了するまでとする。

(会長)

第5条 分科会に会長1人を置く。

- 2 分科会の会長は、伊那市地域公共交通会議設置要綱（平成19年伊那市告示第271号）第5条に規定する会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(会議)

第6条 分科会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 分科会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 6 分科会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

伊那市地域公共交通会議及び伊那市地域公共交通協議会について

区分	伊那市地域公共交通会議	伊那市地域公共交通協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
設置例規	伊那市地域公共交通会議設置要綱	伊那市地域公共交通協議会規約
役割	・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。 ・ 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。	・ 伊那市地域公共交通総合連携計画の策定及び変更に関すること。 ・ 伊那市地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業の実施及び連絡調整に関すること。
委員構成	伊那市地域公共交通協議会と同じ委員により構成 ①一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ②一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ③住民又は利用者の代表者 ④北陸信越運輸局長又はその指名する者 ⑤道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者 ⑥市職員	伊那市地域公共交通会議と同じ委員により構成 ①一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ②一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ③住民又は利用者の代表者 ④北陸信越運輸局長又はその指名する者 ⑤道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者 ⑥市職員
会長	伊那市長が指名する職員：要綱第 5 条第 2 項	伊那市長が指名する職員：規約第 6 条第 1 項
副会長	会長が指名した者：要綱第 5 条第 2 項	会長が指名した者：規約第 6 条第 1 項
監査員		会長が指名した者：規約第 6 条第 1 項
その他	運賃・料金等の協議及び決定は、運賃協議分科会による：要綱第 10 条	

令和 7 年度 伊那市地域公共交通協議会 事業報告

1 伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会の開催

(1) 第 1 回伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会 (R7.6.26)

(協議事項)

令和 6 年度事業報告及び決算報告について

令和 7 年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について

令和 8 年度地域公共交通計画認定申請について

高遠線地域間幹線系統別確保維持計画について

伊那市地域公共交通計画事業評価について

(2) 第 2 回伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会 (R7.12.12 書面協議)

(協議事項)

伊那市地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

(3) 第 3 回伊那市地域公共交通会議・伊那市地域公共交通協議会 (R8.3.13)

(協議事項)

令和 7 年度運行状況と令和 8 年度運行計画について

バス路線運行見直しについて

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

2 交通ネットワークの構築・運行

【循環バス、乗合タクシーの運行】

- ・市街地循環バス
- ・市内西循環線
- ・若宮・美原線
- ・西箕輪線
- ・藤沢線
- ・長谷線
- ・ぐるっとタクシー

3 運行内容の検証・検討

ぐるっとタクシーの NG 率低減への取り組み

- ・ R8 年 4 月から午前中にぐるっとタクシー 1 台を南部エリアに追加

4 その他 (伊那市：定住自立圏事業)

- ・伊那本線の運行
- ・市街地デジタルタクシーの横展開
 - R5.10 月～ 箕輪町
 - R6.7 月～ 茨城県銚田市
 - R7.4 月～ 茨城県大子町
 - R7.11 月～ 福井県敦賀市
 - R7.12 月～ 福井県小浜市

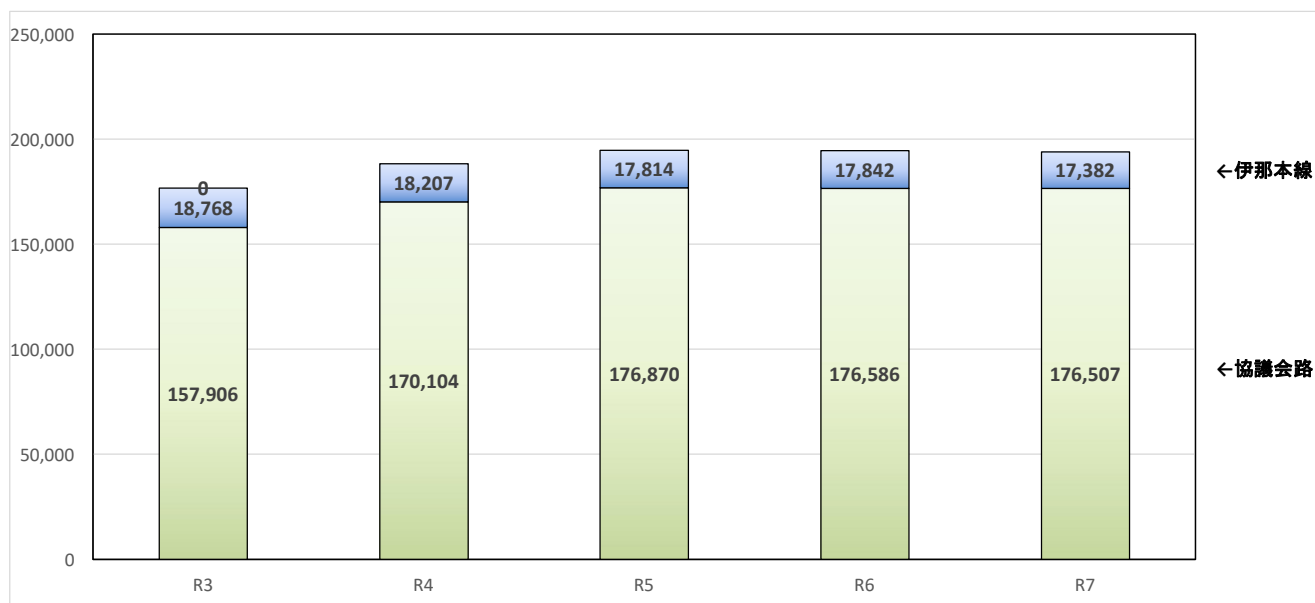
令和7年度 伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線 利用状況

路線等名称		総利用者数（人）		
		R7年度	R6年度	増減
協議会路線 循環バス等	市街地循環バス（外回り） 「イーナちゃんバス」31便	55,527	54,511	1,016
	市街地循環バス（内回り） 「イーナちゃんバス」17便	24,511	24,951	▲ 440
	市内西循環線	9,419	10,278	▲ 859
	若宮・美原線	13,096	13,081	15
	西箕輪線	33,055	31,928	1,127
	藤沢線	8,194	8,854	▲ 660
	長谷線	1,622	3,743	▲ 2,121
バス路線計		145,424	147,346	▲ 1,922
ぐるっとタクシー		31,083	29,240	1,843
協議会路線合計		<u>176,507</u>	<u>176,586</u>	<u>▲ 79</u>
伊那本線		17,382	17,842	▲ 460
市街地デジタルタクシー		28,253	24,480	3,773
定住自立圏事業計		45,635	42,322	3,313
協議会路線・定住自立圏路線合計 市街地デジタルタクシー		222,142	218,908	3,234

令和8年度 伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線 利用者数推移グラフ

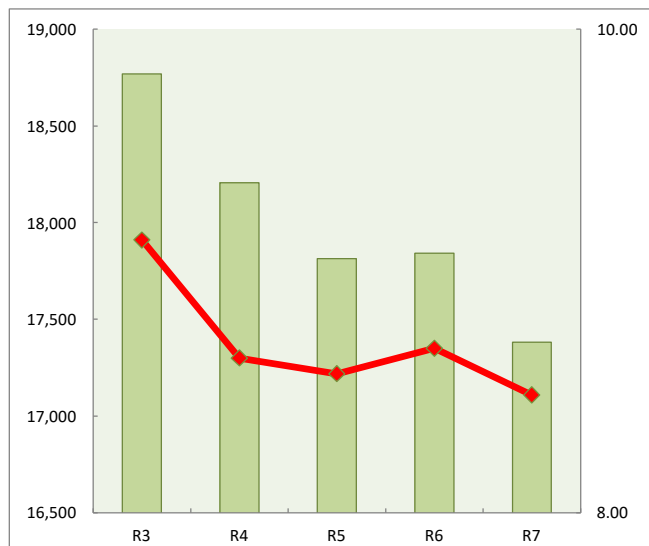
◆全体利用者数

	R3	R4	R5	R6	R7
協議会路線	157,906	170,104	176,870	176,586	176,507
伊那本線	18,768	18,207	17,814	17,842	17,382
合計	194,810	171,068	177,239	194,428	193,889



◆路線別

●定住自立圏路線 伊那本線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	18,768	18,207	17,814	17,842	17,382
1運行当たり人数 (折線グラフ)	9.13	8.64	8.57	8.68	8.49



※ R1～市街地(外回り)14便、西箕輪線を協議会路線化

R2～ぐるっとタクシー(一部エリア運行開始)

お手軽乗り合いタクシー廃止

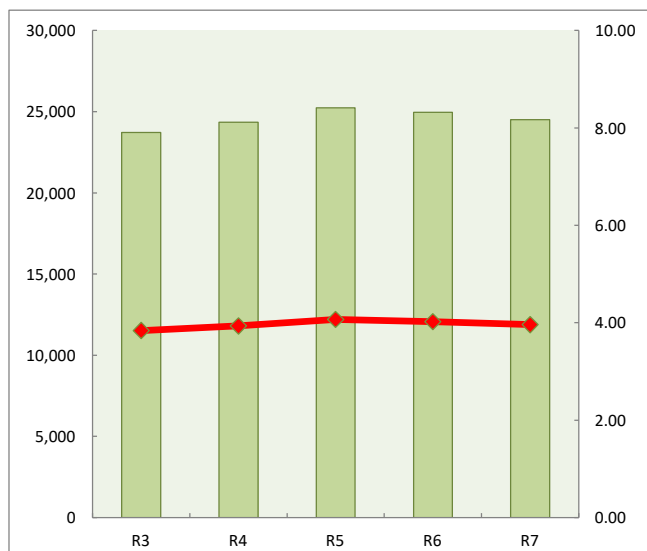
R3～市街地(内回り)を協議会路線化

ぐるっとタクシーエリア拡大

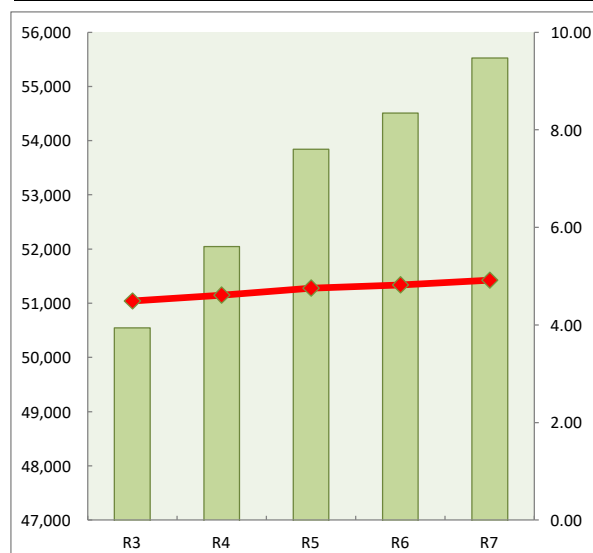
富県・春近地区循環バス及び新山貝沼線、高遠循環タクシー廃止

長谷循環バス減便

●市街地循環バス 内回	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	23,725	24,347	25,240	24,951	24,511
1運行当たり人数 (折線グラフ)	3.84	3.93	4.07	4.02	3.96

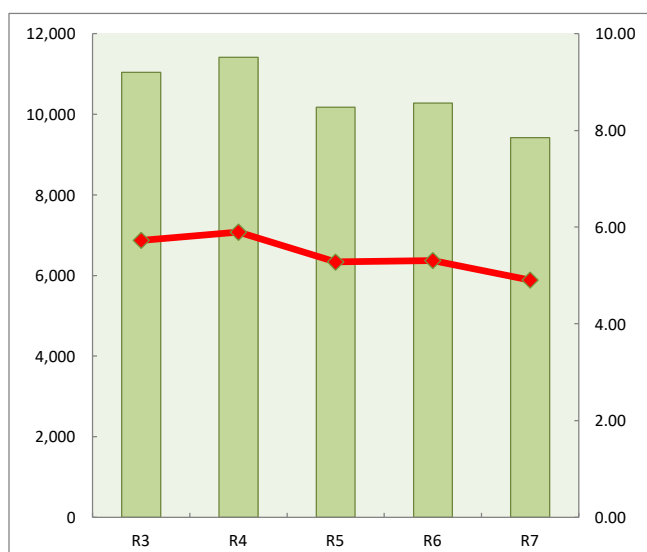


●市街地循環バス 外回り	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	50,548	52,049	53,839	54,511	55,527
1運行当たり人数 (折線グラフ)	4.49	4.61	4.76	4.82	4.92

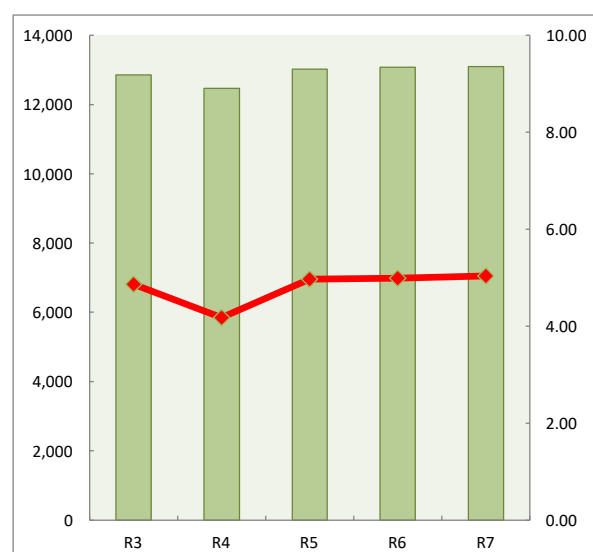


●市内西循環線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	11,039	11,411	10,176	10,278	9,419
1運行当たり人数 (折線グラフ)	5.73	5.89	5.28	5.31	4.91

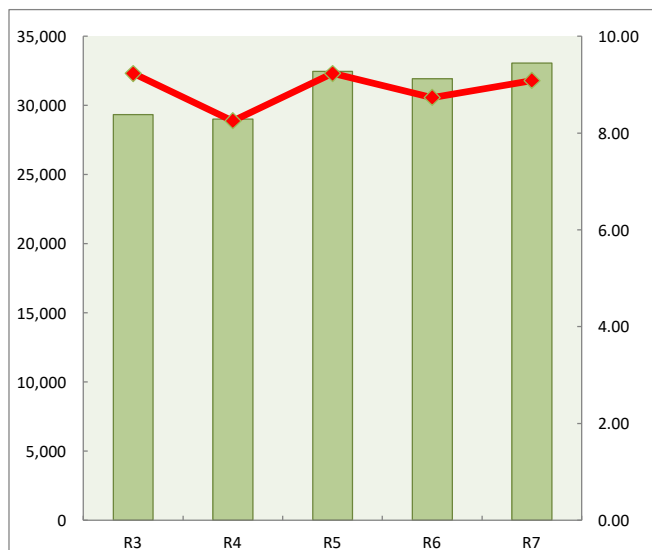
※ H22から運行開始



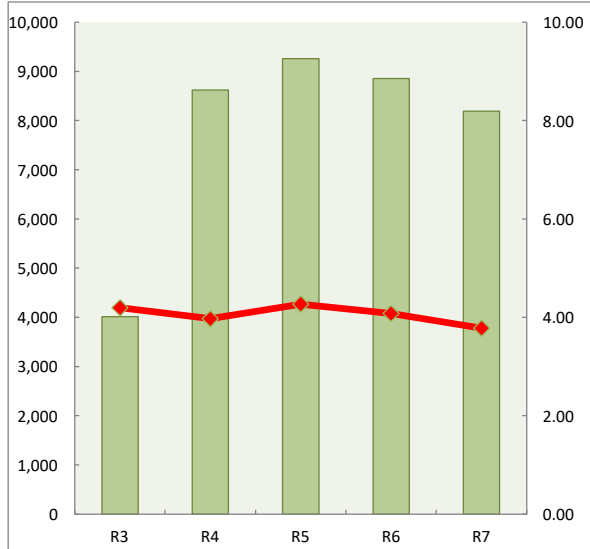
●若宮・美原線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	12,860	12,469	13,023	13,081	13,096
1運行当たり人数 (折線グラフ)	4.86	4.18	4.97	4.99	5.04



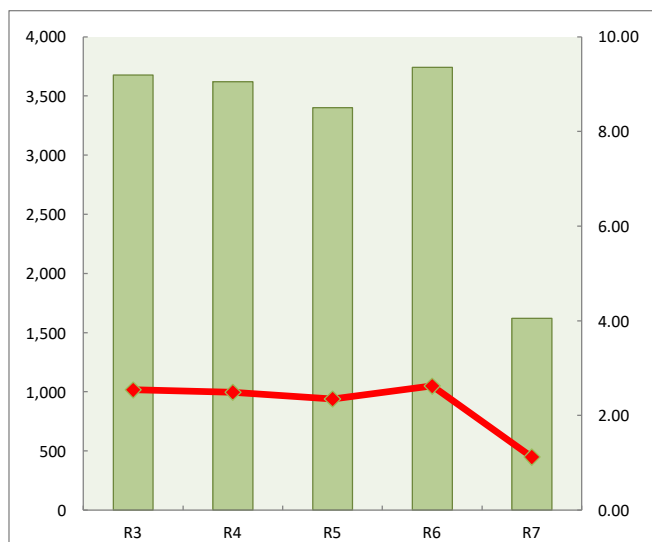
●西箕輪線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	29,334	29,011	32,451	31,928	33,055
1運行当たり人数 (折線グラフ)	9.23	8.25	9.23	8.74	9.09



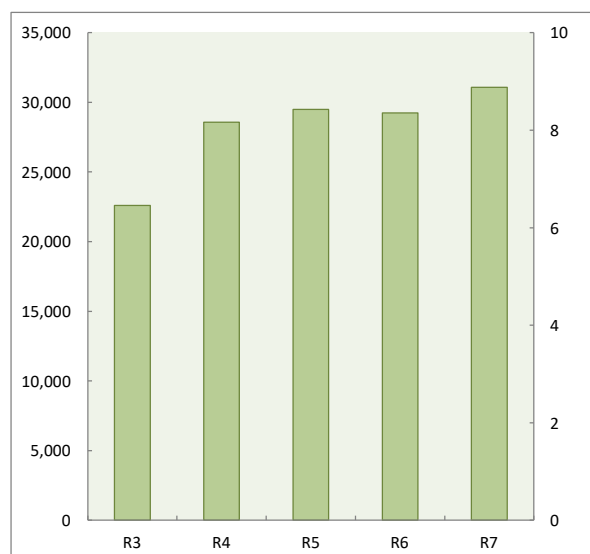
●藤沢線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	4,014	8,621	9,256	8,854	8,194
1運行当たり人数 (折線グラフ)	4.20	3.97	4.27	4.08	3.78



●長谷線	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	3,677	3,621	3,400	3,743	1,622
1運行当たり人数 (折線グラフ)	2.54	2.49	2.35	2.62	1.12



●ぐるっとタクシー	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	22,604	28,575	29,485	29,240	31,083



令和7年度 伊那市地域公共交通協議会 会計決算書

収入合計	287,805,384	円	
支出合計	270,464,026	円	
差引残額	17,341,358	円	伊那市へ戻入

1 収入

【単位:円】

款	項	予算額 (A)	収入額 (B)	差引き (B)-(A)	説明
1負担金	1負担金	280,772,000	280,649,138	△ 122,862	・伊那市負担金 251,828千円 ・南箕輪村負担金 8,868千円 ・教育委員会負担金 2,577千円等
2諸収入	1諸収入	1,000	7,156,246	7,155,246	・預金利息 93千円 ・国庫補助金 7,063千円※ ※今年度から国庫補助金は自治体に直接入金
収入合計		280,773,000	287,805,384	7,032,384	

2 支出

款	項	予算額 (A)	支出額 (B)	不用額 (A)-(B)	説明
1運営費	1会議費	300,000	84,408	215,592	・委員報酬等
	2事務費	100,000	70,235	29,765	・振込手数料等
2事業費	1事業費	279,873,000	270,309,383	9,563,617	・バス運行費用 144,878千円 ・車両整備費 3,323千円 ・運賃箱改修費 3,179千円 ・タクシー運行費用 121,373千円 ・南箕輪村負担金 287千円 ・利用促進費他 447千円
4予備費	1予備費	500,000	0	500,000	
支出合計		280,773,000	270,464,026	10,308,974	

会 計 監 査 報 告

令和 7 年度伊那市地域公共交通協議会会計について監査したところ、諸帳簿、証拠書類とも整備され、適正に処理されていることを認めます。

令和 8 年 6 月 1 日

監査員 伊藤 隆博

監査員 明尾 正行

※明尾、伊藤両監査員には、報告書に自署・押印をいただいておりますが、
個人情報保護(印影)のため原本の添付は差し控えております。

令和 8 年度 伊那市地域公共交通協議会 事業計画（案）

1 交通ネットワークの構築・運行

【路線バス、乗合タクシーの運行】

区分	路線名	運行事業者
路線バス (6 路線)	① 市街地循環バス	伊那バス(株)：外回り 17 便、内回り 17 便 ジェイアールバス関東(株)：外回り 14 便
	② 市内西循環線	伊那バス(株)
	③ 若宮・美原線	
	④ 西箕輪線	
	⑤ 藤沢線	ジェイアールバス関東(株)
	⑥ 長谷線	
ぐるっと タクシー (3 ブロック) (6 エリア)	(北部エリア) ① 竜西・西箕輪地区 ② 竜東・美篤・手良地区 (南部エリア) ③ 春富地区 (東部エリア) ④ 河南・長谷地区 ⑤ 高遠町地区	伊那タクシー(株)、(有)白川タクシー、 ジェイアールバス関東(株)、 高遠観光タクシー(有) の 4 社による共同運行 (午前 13 台、午後 12 台運用)

2 運行内容の検証・検討

(1) 路線バス

- ・利用状況の推移、地域からの要望、ぐるっとタクシーの運行結果等を踏まえ、翌年度の運行内容を決定

(2) ぐるっとタクシー

- ・運行や配車の最適化（NG 率の低減、乗合率の向上への取組）
- ・適正な運賃の検討

3 利用促進事業

- (1) 運転免許自主返納者に係る運賃割引制度の継続
- (2) 広報活動（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等によるPR）
- (3) 伊那市バス時刻表の作成・配布
- (4) バス育の実施（本年度は6～7園で実施予定）

4 市民アンケートの実施

伊那市地域公共交通計画の事業評価手法に基づき、以下のとおり、市民のアンケートを実施する。

- (1) 調査の概要
- ・調査対象 伊那市の住民基本台帳より 1,000 世帯を抽出
 - ・調査方法 郵送配布、郵送回収
- (2) 調査の内容
- ・市街地循環バス（イーナちゃんバス）の利用率
⇒「6 か月以内に利用した」市民の割合が上昇
 - ・公共交通の充足度に関する市民意識
⇒「公共交通が充足」しているが「不足している」を上回る
 - ・「地域公共交通を地域全体で支える」意識
⇒令和 5 年度調査から上昇 など

5 その他

伊那市地域公共交通交会議・協議会の開催

年4回予定(6月22日(書面)、7月1日、ほか2回)

令和8年度 伊那市地域公共交通協議会予算(案)

収入合計	294,231,000	円
支出合計	294,231,000	円
差引	0	円

1 収入

【単位:円】

款	項	予算額	前年度 予算額	増減額	説 明
1負担金	1負担金	287,366,000	280,772,000	6,594,000	・伊那市負担金(275,521千円) ・バス時刻表負担金(30千円) ・教育委員会負担金(2,200千円) ・南箕輪村負担金(西箕輪線7,345千円、 ぐるっとタクシー2,270千円)
2諸収入	1諸収入	6,865,000	1,000	6,864,000	・預金利息 ・国庫補助金(6,864千円)
収入合計		294,231,000	280,773,000	13,458,000	

2 支出

【単位:円】

款	項	予算額	前年度 予算額	増減額	説 明
1運営費	1会議費	300,000	300,000	0	・協議会開催
	2事務費	100,000	100,000	0	・振込手数料等
2事業費	1事業費	293,331,000	279,873,000	13,458,000	・バス運行経費 147,824千円 ・ぐるっとタクシー運行費 126,101千円 ・車両等整備費 4,808千円 ・広報・利用促進事業 3,352千円 ・市民アンケート 300千円等
4予備費	1予備費	500,000	500,000	0	
支出合計		294,231,000	280,773,000	13,458,000	

伊那市地域公共交通計画事業評価 目標と実績

資料 3

A: 目標を達成した(する見込み)
B: 目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)
C: 目標を達成できなかった(達成できない見込み)

①目標 地域のすみずみまでカバーし、まちとつながり、日常生活を支える公共交通

目 標 と 指 標		使用データ	取得年次	現況値 (令和4年度)	5年度	6年度	7年度	中間年 (8年度)	9年度	目標値 (令和10年度)
1-①	地域公共交通の利用者数	運行実績データ	毎年	204千人	216千人	219千人	222千人			204千人
実績値に関する考察						事業評価	今後の方針			
■協議会運営路線の利用者数合計が令和4年度の水準を維持 ○コロナ禍で減少したバス路線の利用者も徐々に回復、デマンドタクシーについてはエリアを拡大しながら利用者増につながっている。 R7バス路線利用者数 162,806人 りんくうタクシー・市街地デジタルタクシー利用者 59,336人						A	■公共交通の利用者数の合計は、年々増加している。このうち、りんくうタクシーの利用者は、令和6年度、初めて前年の利用者数を下回ったが、令和7年度は昼休憩をなくす等の運行改善により、再び増加となった。今後は、路線バスとの連携やさらに利便性の向上を図り、利用者増につなげていきたい。			

②目標 使いやすく、おでかけしたくなる公共交通

目 標 と 指 標		使用データ	取得年次	現況値 (令和4年度)	5年度	6年度	7年度	中間年 (8年度)	9年度	目標値 (令和10年度)
2-①	市街地循環バスの利用率	市民アンケート	中間年 最終年	—	5.8%	—	—			7.0%
2-②	公共交通の充足に関する意識調査	市民アンケート	中間年 最終年	—	-17.5%	—	—			0%
実績値に関する考察						事業評価	今後の方針			
■市街地循環バスの利用率 「6か月以内に利用した」市民の割合が現況水準より上昇 P40 ■公共交通の充足度に関する市民意識 「公共交通が充足している」-「不足している」がプラスに P43 ○令和8年度 市民アンケートを実施し、現況と比較						—	■市民アンケートの結果、市街地循環バスの利用状況は、市民全体で94%が半年間に「一度も利用していない」と回答しており、利用の促進を図る。また、時間や対象者の区分により生じている公共交通の空白の解消に向け、適正な運行形態を検討する。			

③目標 各地とつながり、交流やまちの賑わいを支える公共交通

目 標 と 指 標		使用データ	取得年次	現況値 (令和4年度)	5年度	6年度	7年度	中間年 (8年度)	9年度	目標値 (令和10年度)
3-①	主要観光施設の入込客数	長野県観光統計	毎年	108万人	124万人	134万人	未公表			155万人
3-②	1日乗車券の販売枚数	年間販売数	毎年	—	—	—	—			
実績値に関する考察						事業評価	今後の方針			
■主要観光施設の入込客数がコロナ禍前の令和元年度の水準に回復 ■1日乗車券販売 ○観光施設への入込客数は増加傾向にあり、公共交通と連携することにより双方の増加が期待される。 1日乗車券の販売については、実施の必要性についてさらに検討が必要である。						B	■1日乗車券の販売については、導入により、利用者数が増加や利用促進の効果があるのか十分な検証が必要である。			

④目標 これからもずっと続いていく公共交通

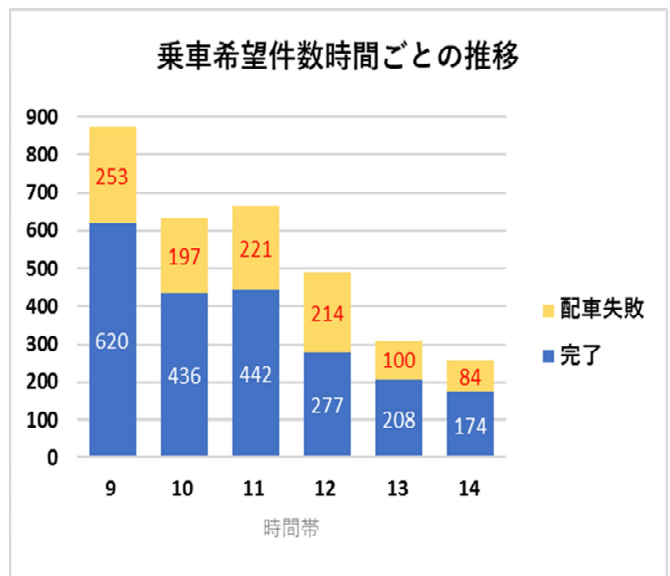
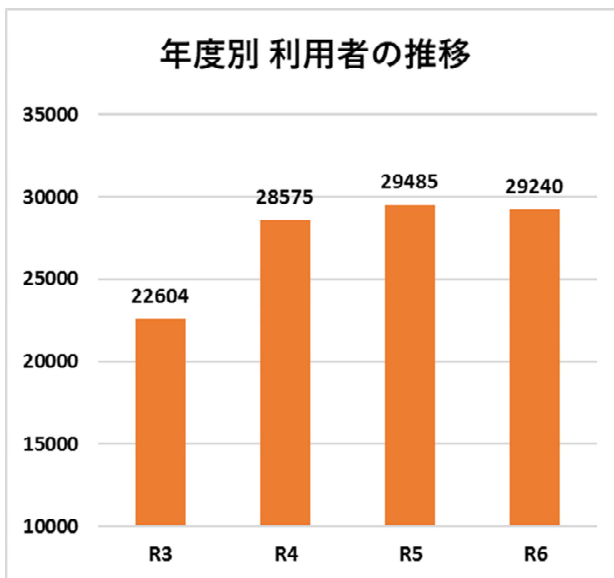
目 標 と 指 標		使用データ	取得年次	現況値 (令和4年度)	5年度	6年度	7年度	中間年 (8年度)	9年度	目標値 (令和10年度)
4-①	行政負担額	運行事績データ	毎年	303百万円	343百万円	360百万円	370百万円			330百万円
4-②	協議会路線の事業収支	運行実績データ	毎年	12.0%	12.3%	12.7%	13.0%			14%
4-③	公共交通を地域全体で支える市民意識	市民アンケート	中間年 最終年	—	35.4%	—	—			45.0%
実績値に関する考察						事業評価	今後の方針			
■令和4年度の現行水準をおおむね維持し、社会環境の変化を勘案し1割増 ■協議会路線の収支 現行水準（令和4年度）を維持 ■「地域公共交通を地域全体で支える」意識 現行水準（令和5年度）から上昇 P44 ○運行経費が年々増加しているが、本年も委託料の見直しや運賃箱の改修等経費が増加する要素がある。 「公共交通を地域全体で支える市民意識」は市民アンケートにより「地域住民で負担」が最も多いが交通不便者には「運賃値上げ」の回答が多かった。						B	■燃料価格、タクシー運賃値上げ等の物価高騰の状況を踏まえ、収支改善に取り組んでいく。ぐるとタクシーやデジタルタクシーの一部の利用者からは、運賃が上がってもよいという回答もあり、交通不便者ほどその傾向があった。 利便性向上のため、運行内容の変更や適正な運賃設定について検討を行っていく。			

ぐるっとタクシー午前中増車後の状況について

1 運行状況

ぐるっとタクシーは、65歳以上の方や免許返納者・障害者等を対象として、平日の午前9時から午後3時まで市内全域で運行し、下の左図のとおり利用者は年々増加傾向となっている。

また、毎日の乗車希望は、下の右図のとおり、運行開始直後の午前9時台をピークとして、その後減少していく。

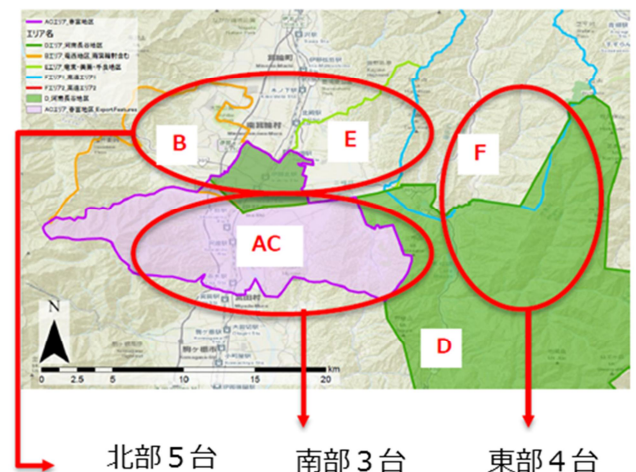


2 変更内容

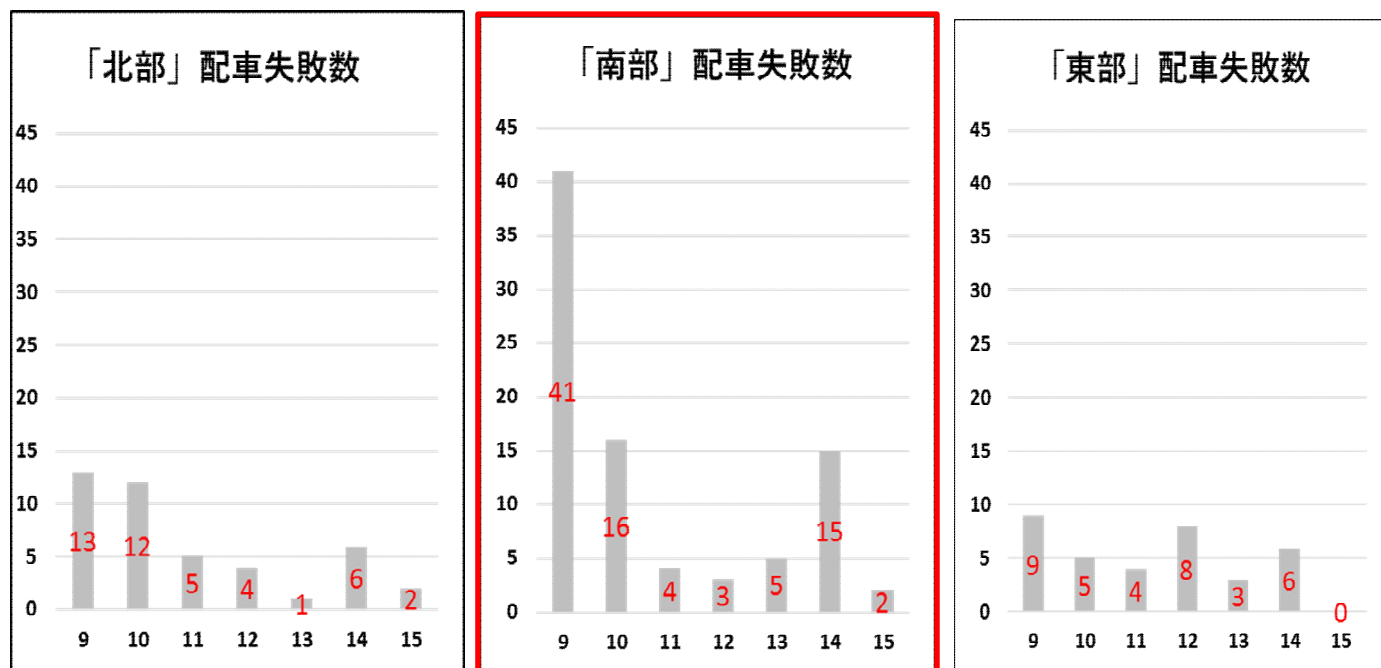
利用者からの要望等を基に、午後3時以降の運行時間の延長について、交通事業者とともに検討を行ってきたところであるが、運行開始直後の午前9時台において、予約が成立しない率が高いため、午後3時以降の運行時間を延長するよりも、乗車要望が多く、予約の取りづらい午前の時間帯に増車するのが効果的であると認められるため、令和8年4月から午前中に1台を追加した。

ぐるっとタクシーの配車は、右図のとおり、市内全域を3つのエリアに区分し、車両全12台を、北部5台、南部3台、東部4台に配分して運行しているが、増車に当たっては、下グラフのとおり、配車失敗数が最も多い南部エリア（春富地区）に追加し、効果検証を行っていく。

配車エリア図 (R6.1月～)



【配車エリア別配車失敗数（R7.9月）】



3 変更後の状況

現在確認できる変更後のデータは2か月間であるが、令和7年度と令和8年度の南部ブロックのデータを比較すると、1日当たりの利用者は、R7：34.6人/日がR8：33.3人/日と大きな変化は見られないが、NG率がR7：3.3%がR8：1.2%に改善されている。

■令和7年度 南部ブロック（春富地区） 3台

	予約件数	利用者数	乗合件数	乗合率	NG数	NG率	人/1日
R7.4月計	711	723	272	38.3%	29	3.9%	34.4
5月計	693	710	284	41.0%	22	3.1%	35.5
6月計	734	751	295	40.2%	25	3.3%	35.8
7月計	765	781	306	40.0%	31	3.9%	35.5
8月計	657	668	303	46.1%	33	4.8%	39.3
9月計	725	734	280	38.6%	21	2.8%	36.7
10月計	709	721	237	33.4%	18	2.5%	32.8
11月計	605	627	245	40.5%	13	2.1%	34.8
12月計	676	683	244	36.1%	26	3.7%	32.5
R8.1月計	580	584	189	32.6%	12	2.0%	30.7
2月計	624	631	221	35.4%	21	3.3%	35.1
3月計	673	680	244	36.3%	24	3.4%	32.4
合計	8,152	8,293	3,120	38.3%	275	3.3%	34.6



■令和8年度 南部ブロック（春富地区） 午前4台、午後3台

	予約件数	利用者数	乗合件数	乗合率	NG数	NG率	人/1日
R8.4月計	681	688	207	30.4%	6	0.9%	32.8
5月計	604	609	210	34.8%	9	1.5%	33.8
合計	1,285	1,297	417	32.5%	15	1.2%	33.3

5月1日から 路線バス 「長谷線」ダイヤが変わりました

資料5

路線バス「長谷線」は、利用者数が減ってきており、利用促進のため、「高遠線」や「南アルプス林道バス」と接続するよう、ダイヤ改正（※1～※3）を行います。利用促進に向け、ぜひ「長谷線」をご利用ください。

■月曜日から金曜日まで
運行（祝日は運休）

運賃

（定額）大人 **310円**
こども **160円**

回数券（車内で販売）

大人（310円券×10枚綴り）= 2,100円
こども（160円券×10枚綴り）= 1,100円

※1

※2

※3

停留所名・便名	302	304	※352 (季節運行)
杉島公民館	6:47	7:22	—
上村	6:49	7:24	—
市野瀬公民館	6:50	7:25	—
馬越	6:52	7:27	—
中尾	6:54	7:29	—
戸台口	6:55	7:30	—
戸台パーク		7:33	15:50
黒川		7:37	
和泉原		7:39	
黒河内公民館前	6:57	7:40	
津郷	6:58	7:41	
伊那南郷	6:59	7:42	
桑田	7:00	7:43	
熱田神社	7:00	7:43	
溝友館	7:01	7:44	
伊那美和	7:01	7:44	
小学校	7:02	7:45	
中山	7:03	7:46	
総合グラウンド	7:04	7:47	
南非持	7:05	7:48	
美和診療所	7:06	7:49	
道の駅南アルプスむら長谷	7:07	7:50	16:00
非持	7:08	7:51	
中非持	7:09	7:52	
大明神	7:10	7:53	
滝沢	7:11	7:54	
西勝間	7:12	7:55	
高遠高校前	7:14	7:57	
食彩館・いろは堂薬局前	7:15	7:58	
高遠高校前	7:16	7:59	
城址公園入口	7:17	8:00	
高遠本町	7:18	8:01	
高遠駅	7:20	8:03	16:10

停留所名・便名	301	309	311	313-1 冬期	313-2 夏期
高遠駅	7:35	14:55	16:25	17:20	18:35
高遠本町		14:56	16:26	17:21	18:36
城址公園入口		14:56	16:26	17:21	18:36
高遠高校前		14:57	16:27	17:22	18:37
食彩館・いろは堂薬局前		14:58	16:28	17:23	18:37
高遠高校前		14:59	16:29	17:24	18:38
西勝間		15:01	16:31	17:26	18:40
滝沢		15:02	16:32	17:27	18:41
大明神		15:03	16:33	17:28	18:42
中非持		15:04	16:34	17:29	18:43
非持					
非持山	7:45				
非持	7:49	15:05	16:35	17:30	18:44
道の駅南アルプスむら長谷		15:06	16:36	17:31	18:45
美和診療所	7:51	15:07	16:37	17:32	18:46
南非持		15:08	16:38	17:33	18:47
総合グラウンド		15:09	16:39	17:34	18:48
中山		15:10	16:40	17:35	18:49
小学校	7:54	15:10	16:40	17:35	18:49
伊那美和		15:11	16:41	17:36	18:50
溝友館		15:11	16:41	17:36	18:50
熱田神社		15:12	16:42	17:37	18:51
桑田		15:12	16:42	17:37	18:51
伊那南郷		15:13	16:43	17:38	18:52
津郷		15:14	16:44	17:39	18:53
黒河内公民館前		15:15	16:45	17:40	18:54
和泉原		15:16	16:46	17:41	18:55
黒川		15:18	16:48	17:43	18:57
戸台パーク(仙流荘)	8:02	15:22	16:52	17:47	19:01
戸台口	8:05	15:25	16:55	17:50	19:04
中尾	8:06	15:26	16:56	17:51	19:05
馬越	8:08	15:28	16:58	17:53	19:07
市野瀬公民館	8:10	15:30	17:00	17:55	19:09
上村	8:11	15:31	17:01	17:56	19:10
杉島公民館	8:13	15:33	17:03	17:58	19:12



夏期：5月1日～9月30日 冬期：10月1日～4月30日
※6月1日～10月30日までの平日運行

- ※1 朝以降、高遠駅へ向かう上り便はなかったが、回送便を活用し季節便を新設（季節運行6/1～10/30）
- ※2 高遠線・長谷線・林道バスを接続するよう5分ほど時刻改正
- ※3 季節運行便の新設に伴い2～3分の時刻変更

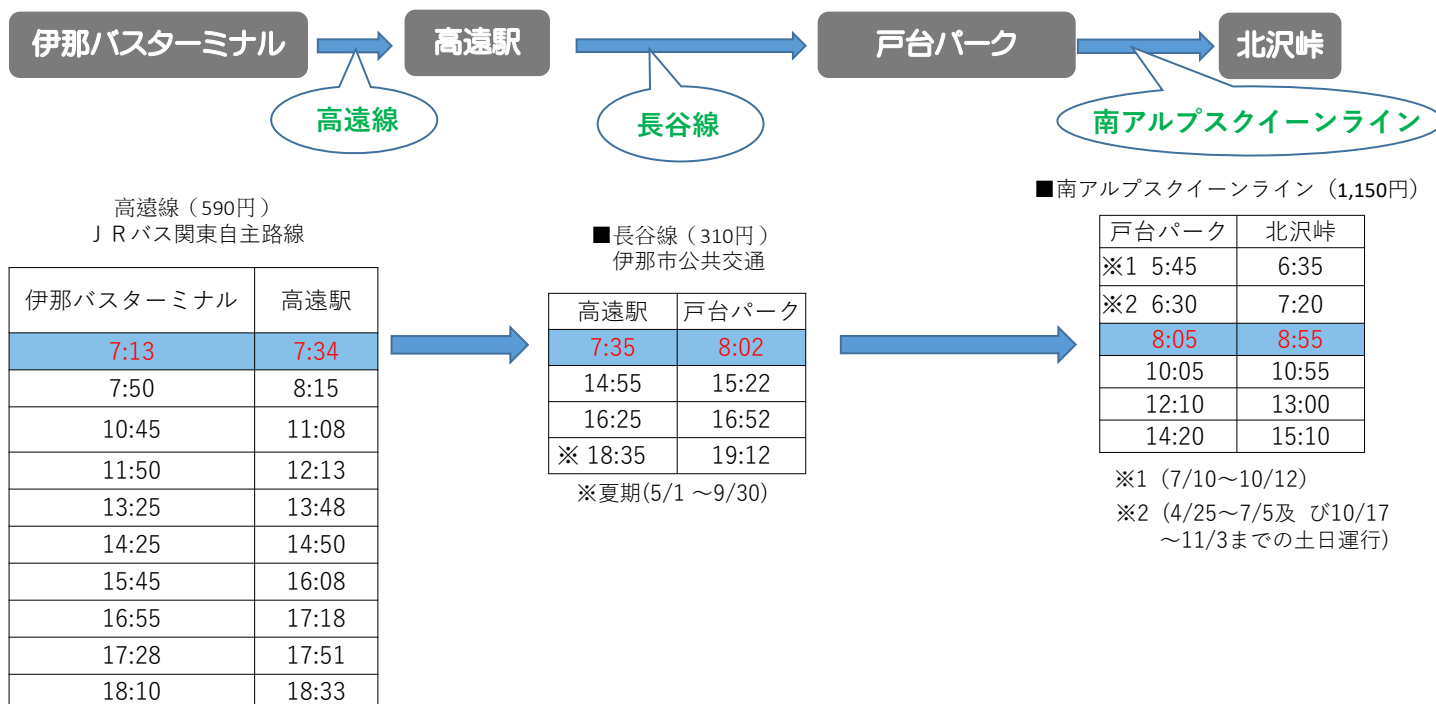
■主な変更点



お問合せ：伊那市 企画政策課 0265-78-4111(内線2145)

1 朝の時間帯に「伊那バスターミナル」から「北沢峠」までバスで行けるようになりました

伊那BT 7:13発 → 高遠駅 7:34着/7:35発 → 戸台パーク 8:02着/8:05発 → 北沢峠 8:55着
と乗換えてスムーズに北沢峠まで行くことができます。(平日のみ)



2 夕方の時間帯に「北沢峠」から「高遠駅」までの季節限定運行便を新設しました

北沢峠 15:00発 → 戸台パーク 15:45着/15:50発 → 高遠駅 16:10着/16:50発 → 伊那BT 17:14着
と乗換えて伊那バスターミナルまでバスで行くことができます。(平日のみ)

